

令和2年度第2回図書館協議会

開催日時	令和2年11月5日（木） 午後2時30分～午後4時15分
会議場所	阪南市立文化センター 展示室
出席者	会長 堀田 穰（京都先端科学大学） 会長代行 谷本 美由貴（阪南市みんなの図書館を考える会） 委員 宮井 敦子（阪南市立はあとり幼稚園） 委員 森本 典子（阪南市子ども文庫連絡会） 委員 横山 泰治（本のリサイクル運営委員会） 委員 高萩 綾子（大阪府立中央図書館） 委員 福井 貴子（大阪府立泉鳥取高校） 委員 嶋田 学（奈良大学） 委員 頭師 康一郎（市民公募委員）
事務局	生涯学習部長 伊瀬 徹 生涯学習推進室長 木村 浩之 図書館長 加藤 靖子 図書館長代理 井上 真理 図書館主幹 森下 喜代子
傍聴者	4名

令和2年度第2回阪南市立図書館協議会 会議録

配布資料の確認

事務局 令和2年度第2回阪南市立図書館協議会を開催する。本日の協議会は、委員の過半数の出席があり、阪南市立図書館管理運営規則第26条第2項の規定により成立している。

部長 挨拶

事務局 阪南市立図書館管理運営規則第26条第1項により、会長にこれからの議事の進行をお願いします。

案件1 図書館のあり方～市民が育てる持続可能な図書館～について

会長 前は「資料1-2 指定管理者制度導入についての考え方」に意見が集中したが、それ以外のところもということで、館長から説明をお願いします。

館長 資料1-1、1-2は前回と同じものである。資料1-1は現在の図書館をベースとし、今後「市民が育てる持続可能な図書館」としての方向性をまとめた資料である。3ページは、阪南市立図書館の4つの基本方針に沿ったイメージ図である。どれも大切だが、基本方針4の連携と協働を進める図書館を強化していきたいと考えている。関係機関との連携を今後新たに開始または強化していきたい。

追加資料4「自動車文庫の更新について」に移る。阪南市は分館がないので、図書館サービスが地域の端々に届いておらず、それを補うための自動車文庫はあるものの、月に1回の巡回で、機動力を發揮しているとはいえない状況である。また、21年目を迎える車両は限界にきており、来年度買い替え予定である。自動車文庫更新を機に、スクラップ&ビルドで、車両の小型化を予定している。現在の車両は5千冊積載の大型車だが、軽トラ改造の6百冊積載のものに小型化することにより、運転が容易になるとともに、駐車スペースが狭くても巡回が可能になる。今までの巡回で中心となるステーションは小学校であったが、それは阪南市に学校図書館専任司書が配置される前に設定したためである。今でも、多くの利用があるが、車両更新にともなって、巡回場所を大幅に変更予定である。小学校には予約図書の配送のみに切り替え、地域ステーションとして、保育所や幼稚園、高齢者施設やまちカフェ、サロンへの定期巡回とスポット巡回を組み合わせることを検討している。なお、自動車文庫の買い替えは、宝くじの収益による助成金を申請しており、もし通らなければ、来年度初めにクラウドファンディングにより、資金調達を行う予定である。

本日ご意見を伺いたいのは、イメージ図のあみかけ部分にどのように市民に関わってもらえるか、また不足や不要の部分、具体的に図書館に求めているものなどのご意見もお伺いしたい。説明は以上である。

会長 質疑等、発言をお願いします。

委員 イメージ図の中に高校、和泉学園は含まれないのか。

事務局 含まれるべきと考えるので、追加する。

委員	地域の高等学校との連携は都道府県立図書館が担うというのが正論ではあるが、府立図書館に活動を訴えて、必要であれば支援を求めるのがよいのではないか。
委員	小中学校との連携はどうか。
事務局	教員の初任者研修を図書館で引き受けている。“本となかよし”コーナーとして、子ども読書活動の取組みの展示の場を提供している。
委員	高校の生徒とも連携しているのか。
事務局	インターンシップなどの受け入れはあった。
委員	本人の希望が第一だが、こちらで選出する場合もある。
事務局	和泉学園の少年たちには本を紹介したカードを提供していただいたが、一緒に展示している本が、よく借りられている。
委員	高校の図書館司書は橋下知事時代の、「付けない」という方針で引き上げられてしまった。新たには着任せず、現在の司書が退職するといなくなってしまう。地域の図書館が高校と連携していただければありがたい。府立がケアしないというのは恥ずかしい話ではあるが。和泉学園については、阪南市立図書館を通じて府立図書館の本の貸出を実施していたが、担当者がかわり、休止している。阪南の図書館からも働きかけていただきたい。
委員	高校に学校司書を置くようにしよう、という働きかけは学校司書の組合でもしているが、置かなければならない、とならなければ実現しない。図書館の大切さを訴えて常に運動している。他の実習助手も減らされている。図書館は常に人がいなければならない場所、片手間の先生方では無理である。自分は絶滅危惧種のようなのだが、それに見合う活動をさせていただいている。泉鳥取高校では地域の方に食堂を開放している。11月からはモーニングの実施も予定している。生徒の食生活の管理が目的で、ビブリオバトルで関りがあることから、中学生にもオープンにしているが、なかなかうまく機能していない。食堂にも本のミニコーナーを設置し自由に読めるようにしている。自分も見守っている。地域の人々も持ち寄り可能である。コロナ下ではあるものの、徐々に広く開放していきたい。
委員	すばらしい。広報はなんんで宣伝してほしい。
委員	今のところは、名前を登録した方に利用してもらっている。食堂の従業員数のこともあるので、あまりの大人数には対処できないが、高校の避難場所としての利用も始まっているので、地域の人に校舎の中を知ってもらうのはよいことだと考えている。
委員	移動図書館の政策については、とても妥当な考えである。平日の在宅率が下がっている中、サービス空白地帯に行ってもなかなか利用されない。出向いて行っての高齢者サービスには価値がある。行けば待っていてくれるというのはサービス上の合理性も高い。自力での来館が難しい人にとっても良いことである。具体的な効果としては、幼稚園や保育所に巡回することによって、1年生になった時、自分のお気に入りの本を選べる力がついていた、という証言がある。変更に期待する。

委員	予算のない中で同じ車両を購入するのは厳しいので良いアイデアだが、小学校の巡回をすべてやめるのはいかがなものか。小学校の利用は多かったはずである。配送する予約本とはどういったものか。子どもたちはその本を借りられるのか。
事務局	学校図書館からの予約の本を運搬する。その本を子どもに貸しているのかは把握していない。
委員	豊中市では、学校図書館を通じて、市立図書館の本を借りることができた。システムが確立されていない中で移動図書館がなくなると、子どもたちが図書館の本に触れる機会がなくなってしまうのではないか。
事務局	小学校での貸出は減少傾向である。要因としては、児童数の減少や、学校図書館が機能していることが考えられる。集団下校等のため、利用が制限される時もある。もちろん切りたくないという思いはあるが、バスの5千冊と違い、小型車の6百冊でも利用があるのか。それよりは小回りが利く、ということのほうがメリットと考える。幼稚園や保育所では受け入れてもらえるのか。
委員	保護者と図書館に行くことができる子どもたちばかりではないので、来てもらえるのはありがたい。
委員	利用が少ない場所を精査して、この巡回場所リストになっているのか。
事務局	もともと、図書館から2キロ以上離れている場所に、穴がないようにと現在の巡回場所が考えられているので、利用がある所は残したい。
委員	幼稚園・保育園・認定こども園については距離にかかわらず、もれなく巡回するのか。
事務局	打診してみるつもりではある。
会長	イメージ図の「サービス」という言葉は個人の自由意思に基づいたもので、連携・協働とは全く違うという注釈がどこかに必要である。
会長	阪南市みんなの図書館を考える会が市長と面談されたとのことなので、ご報告いただきたい。
委員	10月22日に市長と面談した。市長の基本的な考えは、企業との協働を市民に考えてほしいというもの。進む高齢化や財政事情の悪化など、様々なことを鑑みて図書館については指定管理ありきであり、図書館運営費まで考えて、市民に入ってきてほしいというもの。それに対して、考える会は充実したサービスを継続させるには市の直営でなければ不可能ではないかと申しあげた。教育機関や福祉施設との連携など企業にできるのか。図書館ボランティアの活動も自分たちの図書館と思えばこそである。企業の利潤追求のためにボランティアするのか。行政と市民との協働でなりたっているのではないのか。今まで培ってきた司書のスキルや蔵書構築等を企業に売り渡してほしくない。市民としてできることとして、会費制のグループを結成し図書館を支えていくことも考えていけるのではないのか。目指す図書館は自分たちも市長も同じ。達成するための手段に隔たりがある。溝を埋めるためにはどうすればいいか。話し合いの場を定期的に持ってほしいと訴えた。ここまでで面談の予定の1時間を超過した。

会長	それに対する質問も含めて、指定管理に対する不安等、自由に意見をいただきたい。
委員	市長の発言には議会の答弁と齟齬があるのではないか。お金がないから指定管理ありきなのか。行財政改革からも乖離していくのではないのか。市民と協働してサービスを向上させていくのではないのか。
館長	自分も面談に同席したが、市長はお金がないからとは言っていない。市にお金がないのは事実だけれども、それとこれとは別である。より良い図書館にするために、指定管理導入方針をあげている。
委員	指定管理にするべきではない、という考えははずしてほしいとのこと。直営にする考えがあるのかないのかは、受け止められなかった。
委員	まず、財政危機で阪南市の行く末はわからない、だから、という口調から始まった。運営に入ってくれと言われたが、専門性の高いところなので公民館とは違うと伝えた。
委員	市として、指定管理者制度を導入して、図書館をどうしていきたいのか。行政ではできないスピードを持った運営が指定管理にできるのか。
部長	行財政構造改革では、市が直接運営するよりもサービスの向上が見込めるものについては、民間活力を活用した手法に見直す、という位置づけである。いろいろな意見をいただいて、組み立てを検討していく。指定管理と言えども丸投げではない。公民館は中央公民館体制を構築し、そこは直営で行政が担う。生涯学習全体のつながりをもって、統括する部分は直営で担っていかなければならないと考えている。
委員	いつ市民に示されるのか。
部長	そういったことも含めて、指定管理制度の何が不安なのか、民間に管理を行わせることが、本当に財政再建につながっていくのか等、この場でご意見をいただきたい。
委員	指定管理者に協働ができるのか。現在進行中の市民活動は図書館のサポートありきで成り立っている。今の職員と同等の能力を持った人が指定管理で入るのか。向上というのなら、それ以上の人材の確保ができるのか。
部長	職員の評価に感謝する。十分留意していくべきポイントと理解した。
事務局	図書館のサービスは多岐にわたっているので、開館時間の延長を望んでいる利用者もいれば、カウンターでのサービスを求める市民もいる。すべての面でサービスを向上するのは無理である。直営であっても、職員の定員管理が厳しい中で、定年を迎える職員の補充がされなければ、現状を維持できるかどうかは不確実と言える。
委員	全国の指定管理者制度導入館のプラス、マイナスはまとめられているのか。それと比較して、阪南市が不足しているのはどの部分か。強みはどこか。
事務局	指定管理になってよくなったところには、開館時間が長くなったことや、イベントが多様になったことがあげられている。新規利用者を取り込む可能性はあるかと思うが、受託者にもよる。

委員	直営でもできるのではないか。
館長	そう思ってイベントの企画を“この指とまれ”で始めている。
委員	民間が入るということは、考え方がまるで違う新しいものが入ることである。やらないうちに全否定するのは問題ではないか。元に戻ることもできるという視点で見たときに、自分たちは本当に足りているのか、向上できる場所はどこかをはっきりさせる、そこがなければ民間という話はできない。指定管理になっている体育館の成果はどうか。阪南市としてどう捉えているかの総括がないと進めない。
部長	一つの側面だけかもしれないが、人件費では削減が図れている。体育館と図書館は性質が違う。スポーツということでミズノが、また体育協会が入っていることでうまく動いている。
委員	1億円近い指定管理費に対する成果がはっきりしないと、図書館についてもわからない。
部長	和歌山市のように新たな施設の立ち上げとはケースが違う。
委員	市からの具体的なイメージが全然伝わってこない。
部長	導入の目標時期は2022年の4月になっているので、それを逆算すると来年の3月に条例改正が必要である。
委員	条例改正に対する市民への説明はあるのか。
部長	条例の改正は、指定管理者制度が導入可能というもので、必ずしも導入する、ということではないので、公民館の場合は説明会は開催しなかった。議会に説明し、予算を計上、募集する際は市民説明会を実施した。
会長	とっかかりが必要。図書館協議会から当局に提言する。嶋田委員から案をいただいている。
委員	(提言書読み上げ。)
委員	現状をよくあらわしている。市民の当事者意識については、あしたの図書館参加者は高齢者が多かったことからわかるのではないか。図書館非利用者へのアプローチをどう考えているのか。
事務局	今までに実施していないイベントの企画と、新しい移動図書館によって、来館困難者のもとへこちらから本を届けることを考えている。コロナで停滞しているが、図書館で自習やおしゃべり自由な時間帯の設定も検討している。
委員	自分が住んでいる箱の浦は地域活動が盛んだが、図書館の活動に水をむけると「関係ない」という空気があり、なかなか話がしづらい。図書館に行けば困っていることが解決するといっても伝わらない。図書館で問題解決をしようということが浸透していない。図書館と役所で情報を公開しあって、双方向で、できることから始める必要がある。
事務局	特集コーナーを用いた啓発は連携して行っている。図書館に足を運んでもらわないことには、というところはある。
委員	なにかとセットにしてはどうか。〇〇に図書館がついてくる。なににでも図書館を入れ込んでほしい。

部長 ピーアール不足はあると思う。利用されていない層、小さな子どもたちに向けての働きかけも考えている。いい思い出になり、大きくなった時の図書館利用者育成につながってほしい。

委員 学校図書館もしっかり充実させていただきたい。

委員 市民が集まれる空間の中に図書館がある、という仕組みでないと、縦割りでは人は結局集まらない。雨が降っても遊べる場所とか、コーヒーを飲みながらどこでも本が読める場所とか、人がある程度動ける場所が必要。カフェがブームになっているなかで、なぜ阪南市は喫茶店がつぶれるのか。

部長 和歌山市立図書館も異空間だった。文化センターと共同でのエントランス利用など、参考になる部分では取り入れればよいと考える。

委員 その意味では指定管理が入るのもいいかな、と思う。サラダホールが一番いい場所がなぜ文化センターの事務室か。裏でいい。そういう発想では人は来ない。

事務局 30年前の設計のためである。

案件 2 図書館基金条例について

会長 提言書の5にお金のお話をしているので、説明する。資料2、図書館基金条例についてである。条例で図書館基金振興条例を持っている自治体が全国にどれくらいあるのか、素朴な疑問をもって調べた。図書館の運営を委託したもの、直営に戻るケースや、市民に引き受けてもらったのになかなかそうはいかないケースもある。研究者によって作られている条例Webアーカイブというデータベースを見ると、1795の自治体のうち1748が検索できる。Web条例をもたないところもあるので、誤差はあるが図書館基金条例とそれに類するものを持っているところは97ある。和歌山県や岡山県は県レベルで持っている。残り95は、市が68、町が27。建設資金条例と振興基金条例に大きく分けられる。建設資金条例は約10の自治体を持っており、単年度予算でなく、積み立てて、建設資金を確保するタイプ。それを除いた振興基金は本来の蔵書の充実や整備、運営が目的である。篤志者の多額の寄付が多いだろうと思ったが、必ずしもそうではなかった。ふるさと納税の一つのメニューにあげるとか、近頃話題の遺贈寄附を図書館で使えるようにするとか、阪南市でも考えていただきたいという意味でとりあげた。もう一つ、箕面市ではNPO（特定非営利市民活動）を箕面市非営利公益市民活動促進条例という形で受けている。NPOが市と契約できる。例えば10人グループで高齢者にお弁当を届ける小さな活動があるとすると、一般社団法人ではやりにくい、市が認めると委託することができる。基金条例と同時にNPOの整備していかなければ、本当の意味での協働は難しいのではない。そのために、提案書に入れ込んだ。これについて、質問はあるか。

委員 “この指とまれ”がNPO法人となれば、1年間のイベントの委託を受けることができるのか。

会長 今までは、市全体の活動でないと不公平という意見がでがちで、ではやめておこう、ということが多かったが、箕面のNPO条例の理念では、一部でも市民のためになるなら委託ができるというもの。条例となると、議会の通過が必要となる。こういうことをしてから協働ではないかと考える。提言書の一部に入っているので、完成したら協議会として市長に提出したい。異議がないので承認とさせていただく。

委員 市民の寄附から基金が成り立つのか。

会長 基金をみていると、岡山市の福武書店など、企業の出資の場合もある。

委員 助成金という手もあるし、瀬戸内市では市民との共同事業の収益を基金に積むこともしていた。

委員 ふるさと納税やクラウドファンディングは、書店では棚が作られたり、熊本城では芳名板に名が記されたりする。なにかしらの記念的なフィードバックがあってほしい。

会長 アメリカの公共図書館では、棚に名前が刻まれる。

委員 寄附を集めるにはストーリーが必要。瀬戸内市では国宝の刀が売りに出されたときに、里帰りさせたいという思いがひとつになった。阪南市にとってどういう意味があり、それによってどうなるのか。リターンのデザインとどう結びつけるか、勉強が必要である。

委員 図書館のクラウドファンディングの事例では、指宿市で本を積んでカフェをして、という移動図書館車の購入というものがあり、達成できるのかと思っていたが、目標額以上の金額を集めた。プロモーションに力を入れていたことが大きかった。クラウドファンディングが成功すれば阪南市のPRになる。素晴らしい図書館があるので、それを助けたい人がある、と思いたい。

会長 民間の発想が生かせたら、というのはそういうところか。とりあえず機会を見て提言書を提出したい。

案件3 令和2年度事業について

会長 案件3について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第1回の協議会の時点では、10月31日に子ども向けのイベント、ヒーローショーを予定していたが、コロナの勢いがおさまらないため、中止とした。また、おはなしの部屋で開催していた定例のおはなし会のうち、乳幼児向けのおひざにだっこのおはなし会と、はじまりはじまり紙芝居は、中止のままである。毎週土曜日のおはなし会は、場所を紙芝居コーナーに移して7月から再開している。行事としては、英語多読講座を11月28日（土）に、郷土史講座を12月14日（月）に開催予定である。
（資料3）新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、図書館にセルフ貸出機を導入することになった。資料の導入スケジュール案で「令和2年2～3月 設置・使用開始」となっているが、令和3年の間違いなので、修正をお願いします。2月の蔵書点検期間に設置を行う予定である。

会長 質問はあるか。

委員 セルフ貸出機の台数は何台か、ICタグの貼付は開館しながらの作業となるのか。

事務局 セルフ貸出機は2台である。ICタグは貸出禁止の資料にのみに貼付する。市の広報にも掲載済み。10月の巻頭特集に図書館を取り上げてもらった。

委員	設置場所はどのあたりか。
事務局	カウンター周辺とOPACのあたりで検討中である。
会長	他にないか。
案件 4	その他
会長	4のその他に移る。
事務局	特にない。
会長	なければ以上で、第2回図書館協議会を終了する。
事務局	第3回の会議は、令和3年2月18日（木）を予定している。万障繰り合わせのうえ、ご出席よろしく願います。